

議事日程(第5号)

令和7年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 第25号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第2 第28号議案 令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第3 第34号議案 令和7年度神河町一般会計予算
第35号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計予算
第36号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
第37号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
第38号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計予算
第39号議案 令和7年度神河町土地開発事業特別会計予算
第40号議案 令和7年度神河町訪問看護事業特別会計予算
第41号議案 令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
第42号議案 令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
第43号議案 令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
第44号議案 令和7年度神河町水道事業会計予算
第45号議案 令和7年度神河町下水道事業会計予算
第46号議案 令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算
- 日程第4 承認第1号 第3期神河町人口ビジョン並びに地域創生総合戦略の策定の件
- 日程第5 承認第2号 第4期かみかわ教育創造プラン(神河町教育基本計画)の策定の件
- 日程第6 発委第1号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
発委第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 発委第3号 神河町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 第25号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第2 第28号議案 令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第3 第34号議案 令和7年度神河町一般会計予算
第35号議案 令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計予算

- 第36号議案 令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計予算
- 第37号議案 令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第38号議案 令和7年度神河町介護保険事業特別会計予算
- 第39号議案 令和7年度神河町土地開発事業特別会計予算
- 第40号議案 令和7年度神河町訪問看護事業特別会計予算
- 第41号議案 令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算
- 第42号議案 令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算
- 第43号議案 令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算
- 第44号議案 令和7年度神河町水道事業会計予算
- 第45号議案 令和7年度神河町下水道事業会計予算
- 第46号議案 令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算

- 日程第4 承認第1号 第3期神河町人口ビジョン並びに地域創生総合戦略の策定の件
- 日程第5 承認第2号 第4期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件

追加日程第1 第47号議案 令和6年度神河町一般会計補正予算（第8号）

- 日程第6 発委第1号 神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件
- 発委第2号 神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第7 発委第3号 神河町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

出席議員（11名）

- | | |
|---------|----------|
| 1番 小島義次 | 7番 松岡宣彦 |
| 2番 木村秀幸 | 8番 藤森正晴 |
| 3番 小寺俊輔 | 9番 藤原資広 |
| 4番 廣納良幸 | 11番 栗原廣哉 |
| 5番 安部重助 | 12番 澤田俊一 |
| 6番 吉岡嘉宏 | |

欠席議員（なし）

欠員（1名）

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 高内教男 主査 …………… 鵜野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	藤原寿一
副町長	前田義人	地籍課長	中野友純
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷総和人
総務課長	平岡万寿夫	健康福祉課長	藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事兼病院改革推進室長		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田勝樹		木村弘美
税務課長	藤原一宏	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	長井千晴		北川由美
住民生活課参事兼防災特命参事		町参事兼事務長	高階正三
	井出博	病院総務課長兼施設課長	
農林政策課長	前川穂積		井上淳一朗
農林政策課参事兼山・川・田園再生特命参事		教育課長兼給食センター所長	
	岩田勲		児島浩司
ひと・まち・みらい課長		教育課参事兼社会教育特命参事	
	石橋啓明		宮本公平
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事			
	高橋吉治		

午前9時00分開議

○議長（澤田 俊一君） 皆さんおはようございます。会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第123回神河町議会定例会の第5日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第25号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第1、第25号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

議案の審査を付託しておりました総務文教常任委員会の審査報告を求めます。

藤原資広委員長。

○総務文教常任委員会委員長（藤原 資広君） おはようございます。9番、総務文教常任委員会委員長の藤原でございます。それでは、第25号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第7号）の審査報告をいたします。

3月3日の本会議において総務文教常任委員会に審査を付託されました第25号議案につきましては、3月7日に委員会を開催し、行政成果、財政の確保、適正な事務執行、

負担の公平性、費用対効果といった観点から審査を行いました。質疑終結の後、討論はありませんでした。採決の結果、委員全員の賛成により、当委員会としては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。

まず歳入全般でございます。グリーンエコ笠形償還補てんの減額についてに係る質疑でございます。最初に諸収入の起債償還受入金でグリーンエコ笠形償還補てん355万円減額補正とある。令和5年度も赤字決算だったため納入されていない。保全管理活用整備計画をしっかりとやっているのか。計画どおり事業者が行っていれば、赤字決算に至らなかったのではと思う。特にキャンプ場の充実やプールの活用など、徹底した経費の削減をしっかりと取り組んだのかの問いに対しまして、指定管理を選定するプロポーザルのときに提案いただいた部分は実行されてると思っている。キャンプ場の充実や大学連携、プールの利活用については、活用方法をいろいろと検討して活用してもらっているが、なかなか収益につながっていないので、経営的に非常に厳しい。経費の削減については、指定管理者が替わってから相当額の経費節減をしていると思っているが、なかなかそれを超える収入がないという答弁でした。

次に、こういった施設は、地域と協力しながら事業を進めていくことが非常に大事だと思う。ヨーデルの森やスキー場は地域の方や行政からのいろいろなアドバイスも受けながらしっかり運営されているが、この施設はそういうことがなかなか見えてこないで非常に残念である。とにかく、地域や商工会等の協力など、お互いにやり取りし合うことに欠けていると思うが、その辺りについてはどうかの問いに対しまして、地域との連携については、ほかの施設と同様に計画も出してもらっているが、地域に根差した施設として地域の方との連携を十分やっていただいているとは言えないという答弁でございました。

次に、赤字になったら補填してもらおうというような指定管理者の甘い考え方が我々には納得がいかない。355万円が町にとってどのくらい大切な金額であるか。行政の指導がもっと必要じゃなかったのかと思うが、指定管理者にどのように説明し、理解されているか聞きたいという問いに対しまして、355万円の減額は、指定管理者が(株)Dreamawayに替わった令和4年度決算から続いている。基本協定や年度協定に記載がある中で減免し、収支決算は十分精査してきた。2年目は経費削減には努めていただき、赤字幅は相当詰めてもらい、次年度に向けての改善計画も提出してもらった。3年目の今年度も収支決算見込みを十分見せてもらったが、夏の入り込みや収益の改善はあるが、冬の入り込みが非常に少なく収益につながっていないため、夏の収益が冬に出ている。冬の施設の利用価値を高めるような計画も立ててもらっているが、計画どおりなかなかいってない。355万円がどれだけ大切か町も十分説明しており、何とか頑張ってもらいたいと日々伝えているという答弁でございました。

最後に、今の状況で来年度は黒字になるのか。355万円の公金を免除しているのだ

から、その辺りをしっかり見ないといけないし、話をしてしないといけない。こんな状態でいつまでもつのか。たくさんの施設を抱えているので、ここはここまでと一回見切る必要があると思うがの問いに対しまして、指定管理選定のプロポーザルでは1回目で決まらず、2回目も多く業者が手を挙げたわけではなく、限られた中で㈱Dreamawayを選択した。施設自体が老朽化しており、㈱Dreamaway以外の業者が入っても、現行のままでは経営改善はすぐに見込めないと思っている。そういう意味では、どこかで見切りをつけていくこともやるべきであろうと思っている。4年目を迎え、できることはやっていくよう努力を求めていく。町も腹を据えて対応していきたい。また、契約解除も視野に入れ、顧問弁護士と協議している。その結果、今の状態ではいきなり契約解除はなかなかできないという意見もあり、その中で、経営診断など、専門的な知識を持った人材の活用も考えていかなければと感じているという答弁でございました。

次に、歳出のほうに移ります。

議会費から民生費まで。その中で、地域自治協議会設置運営事業負担金の減額に係る質疑でございます。粟賀南ブロックで108万2,000円の減額、長谷ブロックで201万4,000円の減額だが、当初の支給計画は幾らだったのかの問いに対しまして、粟賀南ブロックは362万6,000円の上限に対して254万4,000円の執行、長谷ブロックは440万5,000円の上限に対して239万1,000円の執行であるという答弁でございました。

次に、減額されて余ったお金は、計画を引き延ばしていくのか。それとも、支給する金額をアップしていろんな事業に使ってくださいますよとなるのか、どちらなのかの問いに対しまして、この交付金は支給期間を15年間予定しており、使われなかったお金は16年目以降に活用していただくことを各ブロックに説明しているという答弁でございました。

次に、企業版ふるさと納税基金積立金についての質疑でございます。3つの企業から1億170万円の寄附があったとのことだが、積立金は9,170万円で、残りの1,000万円はどこに使われているのかの問いに対しまして、1,000万円は粟賀小学校跡地整備の経費に使用している。積立金9,170万円は、今まで町としてなかなか取り組めなかったものに活用したいと思っているという答弁でございました。

次に、衛生費から商工費まで。その中で、予防接種健康被害給付金についての質疑でございます。健康づくり対策費の予防接種健康被害給付金が96万円支出されているが、新型コロナウイルスワクチン予防接種で何か被害があったのかの問いに対しまして、神河町で令和3年にワクチン接種をされた方で、健康被害として2人目の方が国の審査を受けて認定された。今回認定された方は重い頭痛の症状で認定を受けられている。頭痛によって入院しないといけない状態に陥り、今も定期的に受診されている状況であるという答弁でございました。

次に、森林整備事業補助金についての質疑でございます。森林整備事業補助金で搬出促進事業の事業量が結構増えているが、増えた理由は何か。また、どこに出荷しているのか。チップになっているのか、用材になっているのかの問いに対しまして、搬出促進事業の数量が増えているのは、当初の見込みを若干抑えていたというところがある。搬出間伐自体は全体の面積としては減っているが、箇所当たりの搬出量は増えてきている。行き先についてはまだ明確に答えられないが、令和5年度分であれば市場とチップが半々ぐらいというようなイメージであるという答弁でございました。

次に、土木費、教育費の間で、住宅管理費の支援補助金についての質疑でございます。住宅管理費の若者世帯向け家賃補助314万4,000円の減額と若者世帯住宅取得支援補助金442万円の減額は申請件数が減ったとのことだが、原因は何かの問いに対しまして、住宅取得支援事業の申請数が減った原因は、物価高で建築価格が上がっているため新築戸建てが減少していることが一つ考えられる。もう一つは、今まで町で進めてきた宅地開発を実質ストップして、現在は民間事業者へ補助することで民間事業者による宅地開発の促進にウエートを置いている。結果、若者世代が住宅を建てる土地が少なくなっていることも原因として考えられる。また、支援事業については、若者世帯向け家賃補助で賃貸住宅に住んでいただいて、そこから新たに住宅を新築していただくというような制度設計をしていたが、現状では賃貸住宅に入られる若者世帯が減っているという状況で、それも原因になっていると考えられるという答弁でございました。

次に、防災行政無線システムアプリ連携事業についての質疑でございます。防災行政無線システムアプリの設定を自分で変えることができれば、区域外の放送も聞けるようになりプライバシーの問題も発生すると思う。タブレットを配付するときに区域外の設定に変更できないようにしておく必要があると思うがの問いに対しまして、配付するタブレットについては、個人が操作するのではなく、最初から設定した状態で配付し、基本的に個人で設定を変えることはできないようにするという答弁でございました。

次に、タブレットの充電や操作などの管理は無料貸与した側が管理していくということでよいかの問いに対しまして、タブレットはコンセントを差したまま使用していただくことを想定している。使用方法は戸別受信機と同様の扱いとし、ほとんどタブレット自体に触っていただくことはないと考えている。管理は町なので何かあれば町で対応する。

以上が主な質疑と応答の内容でした。

これで第25号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第7号）の審査報告を終わります。

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

お疲れさまでした。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第25号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第25号議案は、原案のとおり可決しました。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、第28号議案について経過を説明します。

第28号議案は、2月26日の本会議において、町長から議案が上程され、提案説明がありました。3月3日の本会議に質疑を行い、本日、討論と採決を行うものです。それでは日程に戻ります。

日程第2 第28号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第2、第28号議案、令和6年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

上程議案に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第28号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第28号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第3 第34号議案から第46号議案

○議長（澤田 俊一君） 日程第3、第34号議案から第46号議案、令和7年度各会計予算を一括議題とします。

13議案の審査を付託しておりました予算特別委員会の審査報告を求めます。

藤原資広予算特別委員会副委員長。

○予算特別委員会副委員長（藤原 資広君） それでは、予算特別委員会副委員長の藤原でございます。それでは、予算特別委員会の審査内容を報告いたしますので、お手元の審査報告書を御覧ください。

まず、審査の経過であります。去る3月3日の本会議において、当委員会に付託され

ました第34号議案、令和7年度神河町一般会計予算並びに第35号議案から第46号議案までの各特別会計・企業会計予算について、3月11日の1日間、議長を除く8人の委員により審査を行いました。審査に当たっては、提案の趣旨と目的に従って、適正な判断により行政成果が上がるよう、かつ町政の進展と住民の福祉の向上にどのような効果をもたらすのか、執行をどのようにすべきかなどの観点から慎重審議を行いました。

次に、審査の結果であります。第34号議案、令和7年度神河町一般会計予算から第46号議案、令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算については、いずれも質疑終結の後、討論はなく、採決の結果、全会一致で当委員会として原案のとおり可決することに決定いたしました。

続いて、審査内容について、審査過程における主な質疑応答の要旨を報告いたします。なお、事業の内容そのものについて説明を求める趣旨の質問については、報告書への記載を割愛させていただきましたので、御了承願います。

それでは、第34号議案、令和7年度神河町一般会計予算。

まず、歳入についてでございます。総務費国庫補助金で、令和5年度に過疎地域持続的発展支援交付金を活用してデマンド交通用の車両を購入している。過疎地域持続的発展支援交付金は大変有利な交付金でいろいろな事業に充当できる。令和6年度と令和7年度の予算編成に当たり、こういった交付金を有効に活用しようという話は出てこなかったかの問いに対しまして、過疎地域持続的発展支援交付金は非常に有利な交付金と理解しているが、自治体へ交付というよりも、民間企業へ交付していくようなつくり込みなので、民間活力として町の事業に参画していただけるような企業や町内業者への周知を強化していきたい。予算編成では、この交付金に限らず、財源を確保しながら、身の丈を大きくしてできることをやっていく取組をしているという答弁でございました。

次に、過疎地域持続的発展支援交付金の中の過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業は、うまく活用すれば地域自治協議会にも活用できると思う。もし地域自治協議会で使えるなら、既存の事業だけでなく、こういった交付金をもっと有効活用されるよう地域自治協議会へ提案していただきたいの問いに対しまして、地域自治協議会にも活用していただけるよう紹介していくという答弁でございました。

歳入の最後に、総務費県補助金の躍動する兵庫応援事業補助金は、充当されている事業を見ると、何でもありかなという印象を受ける。この補助金はどういった性格のもので、事業の縛りなどは何かあるのかの問いに対しまして、躍動する兵庫応援事業補助金は、子育て関係のメニューや学校関係の備品購入に活用できる。また、地域自治協議会設置運営事業にも充当している。町の事業の中で県が示す方向性に付随するようなものについて活用しているという答弁でございました。

次に、歳出のほう行きます。

総務費です。大学連携地域活性化事業で町制20周年記念ソング制作等を神戸学院大

学に委託する費用として200万円計上されているが、内容から見て町制20周年記念事業のほうに計上されるものと思うがの問いに対しまして、大学連携は基本的に関係人口を増やす取組である。町制20周年記念ソング制作等については、ゼミの活動として学生たちが神河町をフィールドに活動した成果を歌として作り上げ、町制20周年記念事業の中で発表していただくものである。200万円の予算のうち150万円は歌を作る経費、50万円は神戸学院大学の学生がボランティア的に神河町で音楽フェス等を開催したいということでその経費となっている。

次に、町制20周年記念式典はグリンデルホールでの開催だと思うが、栗賀小学校跡地にオープンする図書コミュニティ公園「桜空」でできないか。今回オープンする公園に足を運んでもらうことによって、また違った魅力が出てくると思う。新年度から、若い職員のプロジェクトを実施されるが、企画を若い職員に任せ、公園を利用して記念事業を盛り上げていくよう進めていただきたいがの問いに対しまして、若い職員の声については一度聞いてみたいと思うが、現時点では返事ができない。図書コミュニティ公園に来ていただく仕掛けもつくっていかうと思っており、周辺で行うイベント会場などにも活用できたらと計画している。それらも含め、若いアイデアによってできるだけ公園を使い、皆さんに来ていただく取組を来年度に向けてやっていきたいという答弁でございました。

コミュニティバスは4月にルートやダイヤ改正があると思うが、栗賀小学校跡地公園の中に入る運行に変更されるのかの問いに対しまして、栗賀小学校跡地公園に入らず、今までどおりの運行形態を考えている。

最後に、後でいろいろと問題や希望が出てくると思う。せっかく町のメインの施設ができたのに、直に公園に行けるバスがない。果たしてそれでよいのかの問いに対しまして、国道からの入り口が狭隘なので、バスが入ったときに対向できないこともある。施設内に入れるかどうかは検討していきたいという答弁でございました。

次に、民生費のほうでございます。町設置の防犯カメラについて、寺前駅前交差点辺りに設置と聞いたが、交差点は2つある。駅前の信号のある交差点という理解でよいか。それをどういう方向にどう撮られるのかの問いに対しまして、学校側から要望が上がってきたもので、信号のある付近に設置し、交差点が見え、通学中の子供が確認できる方向で考えているという答弁でございました。

寺前駅前には駅前組設置の防犯カメラでカバーできると思う。もう一つの通学路として使われている郵便局側から小学校へ上がる通学路の交差点には防犯カメラが全くないので、一度検討して、どちらに必要かを考えて取り付けてほしいという問いに対しまして、再度学校に確認した上で、学校から要望のあったところに設置したいと考えている。設置が完了した時点で、提案いただいた部分についても再度検討したいという答弁でございました。

民生費、最後の質疑でございます。人間ドックの健診を受けるための1回の健診料は

幾らか、それに対して幾らの補助金が出るのかの問いに対しまして、人間ドックの健診料は各医療機関で金額に差異があるが、1日ドックのコースは4万2,000円から4万5,000円ぐらいで設定されていると思う。健診補助金を上限額2万350円で設定したのは半額補助でスタートしている。現在、上限額2万350円で条例で規定しているが、今のところ値上げする予定はないという答弁でございました。

次に、衛生費です。すくすく子育て家庭センター事業で、新しく子育て世帯への訪問支援事業が予定されている。今までの体制では足りなかったところがあり、それをカバーするための事業だと思うが、その必要性はどうかの問いに対しまして、今まで支援が必要なケースについては、保健師や栄養士の相談支援のほか、助産師等が訪問するなどの支援を行っている。近年は産後鬱や家事が苦手な親などの精神面のフォローや、家事支援が必要な方が少なからずおられる。保健師や栄養士の単発的な支援だけではなく、定期的にフォローできる体制を整えていきたいという答弁でございました。

次に、訪問支援が必要な方を支援していく事業ということで、自分から支援が必要と訴えられる方を見込んでいると思うが、潜在的に支援を必要とされている方で訴える先が分からないという方も当然あると思う。そういった方の掘り起こしに必要な予算が計上されていないと思うが、どう掘り起こしていくのかの問いに対しまして、子育ての伴走支援として妊婦母子手帳交付を対面式で行っている。そのときに、お母さん方の健康状態のリスクなどを聞かせてもらっている。妊婦の訪問支援についても、全数面談等しており、出生時にも全数訪問している。その中で、家庭環境や親のしんどさをキャッチし、連携しながら支援していきたいと思っている。その後も乳児健診や1歳半健診、3歳児健診、また子供が大きくなるにつれ、学校関係とも連携を図り、支援の必要な方をキャッチしていきたいと思っている。子育てアプリを神河町独自で運用しており、登録者数も増えているので、アプリも活用しながら発信していきたいという答弁でございました。

衛生費、最後です。乳幼児の頃は常に行政とも関わっているので把握しやすい。難しいのは小学校に入ってからである。特に虐待等になると、教育委員会、学校との連携が重要になってくるので、教育委員会としっかり連携して掘り起こしを願いたい問いに対しまして、現在も幼稚園、学校等とも連携しながら行っている。現状を学校から聞きながら、さらに密に連携を図っていきたいという答弁でございました。

次に、農林水産業費であります。食べ盛り応援神河米事業で、令和6年度の反応はどうだったのかの問いに対しまして、保護者からは喜びの声が多く、アンケートでもよかった、ありがたかったという意見が大多数であった。支給範囲では、高校生も含めてもらいたいとの話もあったが、今回の事業は食料支援ではなく、町内産米を町内で消費してもらうことを目的に生産者支援で行ったので、令和7年度も引き続き、小学校と中学校を対象にやりたいという答弁でございました。

それから、神崎フードで施設改修工事費が上がっている。かなり老朽化しており、米

の値段も上がっていて、経営的にも大変厳しい状況が続いているが、神崎フードは今後どういう方向に進んでいくのかの問いに対しまして、工場内のエアコン5台分の改修工事費を計上している。令和5年度決算で修繕費も年間1,200万円ぐらい出ている。全体的に老朽化してる中で修繕費も大きな金額となっている。神崎フードの経営については、材料費も上がっている中で売値も上げて、売上げを増やそうと努力しているが、売り先が縮小しており厳しいところがある。その中で、町としてできることを考えていく必要があり、今回計上している修繕費は経営を支援する形で対応していきたいという答弁でございました。

次に、商工費です。グリーンエコー笠形のグラウンドゴルフ場で修繕費が450万円計上されているが、修繕するのに当たり今後の管理運営はどうするのかの問いに対しまして、獣害被害の対応や設備の管理が困難であるとのことで、指定管理者から町で管理していただきたいと申出があったという答弁でございました。

次に、ホワイトコテージはそのまま指定管理者が管理し、グラウンドゴルフ場は町が管理するという理解でよいか。そこを明確にしてほしい。現状、グリーンエコー笠形は管理が行き届いていないという声が住民から出ており、指定管理者はグラウンドゴルフ場まで手が回らないと思うが、本当に町で管理するというのでよいかの問いに対しまして、町で管理する方向であるという答弁でございました。

次に、獣害等で管理はすごく大変だと思うが、町はどういった体制で管理しようと思ってるのか。修繕の前に内部でしっかり管理体制を決めてから修繕にかかってほしいがとの問いに対しまして、グラウンドゴルフ場の管理は、シルバー人材センターへの委託などを考えている。電話対応や受付は現指定管理者でお願いできないか協議を進めたいと考えているという答弁でございました。

商工費、最後です。グリーンエコー笠形の体育施設には720万円の管理費が支払われているが、施設の維持管理がしっかりできているか疑問に思う。利用者が減少しているのは、管理が行き届かないのが原因ではないのか、しっかり維持管理が行き届くと利用者も増えると思うが、その辺りの指導はできているのかの問いに対しまして、産業建設常任委員会でも、体育施設の管理がしっかりできてるのかと指摘を受けた。その都度、指定管理者に整備や管理について指導しているという答弁でございました。

次に、消防費です。防災備蓄事業で購入する備品の内容を教えてくださいとの問いに対しまして、神崎支庁舎に防災倉庫1棟を建設する予定である。いろいろ備品が増えて収納するスペースがなくなってきているので、倉庫を建設する。また、携帯用トイレとトイレトペーパーを各集落の緊急避難場所へ配付することを考えているという答弁でございました。

次に、教育費でございます。社会教育施設改修工事請負費で52平米のプレハブの工作棟を建て、神崎公民館の電気窯を移設することのだが、電気窯を使用される陶芸クラブが教室を開いて活動するのに十分な広さなのかの問いに対しまして、陶芸クラブ

の方と調整しながら進めており、最低限の面積になるが、そのプレハブで活動できるとの確認をしているという答弁でございました。

次に、図書コミュニティ公園の管理運営事業費を計上しているが、年間当たりの経費として、令和8年度はどのぐらいの予算を見込んでいるのかの問いに対しまして、神崎体育センターと神崎公民館の経費は約1,500万円予算計上してきたが、図書コミュニティ公園の運営費は年間2,300万円ぐらいを見込んでいるという答弁でございました。

教育費、最後でございませう。年間2,300万円ぐらいの運営費とのことだが、そこに芝生等の管理費も全部入っているかの問いに対しまして、シルバー人材センターの委託料を計上をしている。また、面積の広い部分は自動芝刈り機を導入する予定にしており、今の見込みでいけると見ているという答弁でございました。

次に、総括質疑でございませう。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当先事業に関連する質疑がたくさんございまして、順次報告いたします。物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金で、公立神崎総合病院の物価高騰対策支援事業に1,700万円が充当されている。神崎総合病院は令和7年度に赤字予算を組んでおり、重点支援交付金1,700万円は赤字補填だと思ってしまう。神崎総合病院にこの交付金をつぎ込まれた理由はの問いに対しまして、最初、重点支援交付金は直接的な住民支援に使いたいと考えた。学校給食の半額補助も財源がしっかり担保されれば引き続きやりたいと思っていたため、学校給食にも充当している。病院の材料費高騰等をほかの事柄と比較考量した上で、病院への充当を判断した。通常の補助金部分については財政シミュレーションの中でも減額しているため、物価高騰や人件費の高騰で非常に厳しい状況下であり、いろいろ検討し比較した中で、病院への支援を優先したの答弁でございました。

次に、病院の状況は理解するが、物価高騰で困っているのは病院だけではない。神河町の事業者も皆困っている。推奨事業メニューを見ると、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援として推奨事業メニューもある中で、あえて公立施設である病院に特化してつぎ込むのはいかなものかとの思いがある。国の思いは、物価高騰の影響を受けた者や事業者を引き続き支援するために重点支援交付金を追加すると書かれており、物価高騰に困っている方はたくさんあるので、病院ではなく、もう少し広く、あまねく行き渡るように考えられなかったのかの問いに対しまして、事業者も価格高騰は非常に影響があって大変であることはしっかりと受け止めている。この重点支援交付金もコロナの臨時交付金から始まり、価格高騰という形に変わってきた。事業者の支援は十分ではないと思うが、交付金を活用して支援してきた経緯がある。価格高騰は一過性ではないので、単年で終わるよりも、重複の事業になるが継続的に支援していかないとと思っており、比較考量的なことを考えて議論した。一企業の支援と見たときに、特に病院が非常に厳しい状況なので、今年度は病院に充当させていただいているという答弁でございました。

次に、コロナから続いてきた交付金だが、町内の医療施設などに特化して支給してい

る。例えば、昨年度の予算でも、高齢者及び障害者施設の支援事業に992万5,000円を充当されている。なぜ医療施設と福祉施設ばかり選んで充当しているのか。町民の皆さんも物価高騰に困っておられる。せっかく国の交付金を給付金などに使っていいと言ってるのに、金額は小さくなるが、なぜ全戸への給付金などに使わないのかと思う。たまにはそういう施策を取ってもよいのではないかとの問いに対しまして、充当の事業を考えていくときに議論は行った。これまでいろいろな事業を行った中で、商品券の配布もかなり行った。ただ、事業の効果としては、物価高騰という大きな背景がある中、一町単独で金額の大きい小さいで解消できるものでもないと思っている。特に病院や福祉の施設にという意識はあまり持っていない。その時々々の事業の推奨メニューが出てくる中で、町としてできる事業は何か、できるだけ幅広く支援できればいいという思いで取り組んだ。重点支援交付金などは、通常年度末に補正予算で出てくることが多いが、今いただいた意見を踏まえ、一度見直しをする中で、次の機会にはそういった取組をさせていただけたらなと思っているという答弁でございました。

次に、2年連続で重点支援交付金を環境保全型農業推進事業に充当されているが、この事業を活用して堆肥などを買われている対象者数は7件で、利用者数でいうと非常に少ない。神河町約4,000世帯ある中で7件しか利用していないのに、重点支援交付金を充当するのはいかがなものか。国からの通知に水道料金の減免も交付対象という一文を見つけた。今回、充当先をいろいろと検討するのに当たり、水道料金を減免しようという議論に発展しなかったのか。少しでも水道料金を減免してほしいというのは町民の生の声だと思うので、今後そのような交付金があれば、ぜひ検討の対象に加えてほしいの問いに対しまして、水道料金は持続的に維持できる状況を基本に考えていかなければならない。重点支援交付金や地方創生臨時交付金でも水道関係の話は出ていた。しかし、水道料金を一時的に少し抑えられたとしても、企業会計の中で収益や費用が基本的に成り立たないと問題の解決にはならない。そういう方策も県や国に要望していかなければ解決につながらない。水道料金の問題は継続して、できるだけ水道料金が抑えられないか、引き続き取組策など議論していきたいという答弁でございました。

食べ盛り応援神河米事業も充当先にされているが、これを躍動する兵庫応援事業補助金で充当できないか。躍動する兵庫応援事業補助金は2分の1補助なので補助率は低いが、この補助金が使えたら重点支援交付金を使える幅も広がると思うがの問いに対しまして、躍動する兵庫応援事業補助金は使えるので、食べ盛り応援神河米事業の財源として検討している。重点支援交付金を使う理由は、価格対策では一過性よりも継続すれば効果があるので交付金を中心に考えた。また、躍動する兵庫応援事業補助金で3年間JRの利用促進を集中的に取り組みたいと言ったのは、公共交通のローカル線の維持は広域的で、県と連携していかなければいけないため、県が創設した補助金を充てることで県と話ができるので、この補助金を選んでいる。今後、重点支援交付金は名前が変わるかもしれないが、補助金があったときには分散してやるよりも、少し集中して一点に絞

った事業の組み立て方も大事なかなと思ったので、そういうことも検討していきたいという答弁でございました。

最後に、食べ盛り応援神河米事業は食料支援ではなく、農業支援だという説明を前年度からよく聞いている。推奨事業メニューで見るとエネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援なので、恐らく農業支援ではなく、食料支援のメニューでの採用かと思うので、高校生も対象と考えられるのではと思う。このメニューを使って高校生を支援することは可能だったのかの問いに対しまして、高校生も対象とした事業を組み立てるのは可能だった。農業関係を所管している農林政策課と議論したところ、この取組ならできるとし、上乘せして相乗効果も出せるということだったので充当した。重点支援交付金は市町だけに交付されているのではなく、兵庫県にも交付されている。県には広く広域行政のところも担っていただき、市町は自治体が抱えている実情に合ったものを実施する。そういう取組が一番効果的と思っている。高校は県の所管なので、県の交付金で何らかの支援をやっていただけたらと思っているという答弁でございました。

次に、健康づくり対策事業についての質疑でございます。健康づくり対策事業については、高齢者向けに支庁舎で体操などをされている。支庁舎でやるのはよいが、遠方から支庁舎まで来られない方もたくさんおられる。遠方から来れない方に老人クラブ等を使って出前教室などをされているが、そういう制度を各地域で展開していき、できるだけ多くの方が参加できるような対策はできないかの問いに対しまして、現在は支庁舎と大河内保健福祉センターの2か所で集中的に事業を実施しているのと、できるだけ地域でということで老人クラブや地域の集いの場などに専門職を派遣して事業を行っている。町もできるだけ歩いて行ける範囲、公民館等ではなく、隣保館などに集ってもらって、介護予防事業を展開していきたいので、じっくり教室のリーダーや民生委員さんにも声かけしながら、自分たちで運営できるまで支援をしているという答弁でございました。

最後に、できるだけ多くの方が集えるような場づくりが必要かと思うのがの問いに対しまして、支援の必要な方や担い手不足ということもあるので、自分の健康は自分で守ってもらいながら、地域ぐるみで健康づくりの意識を高めてもらうことが、町全体の健康づくりにもつながると思っているという答弁でございました。

次に、第35号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計予算では、質疑等はありませんでした。

次に、第36号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計予算では、質疑等はありませんでした。

第37号議案、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算では、質疑等はありませんでした。

第38号議案、令和7年度神河町介護保険事業特別会計予算では、質疑等はありませんでした。

第39号議案、令和7年度神河町土地開発事業特別会計予算では、質疑等はありません

んでした。

第40号議案、令和7年度神河町訪問看護事業特別会計事業では、質疑等はございませんでした。

第41号議案、令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算では、質疑等はありませんでした。

第42号議案、令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算では、質疑等はありませんでした。

第43号議案、令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算では質疑等はありませんでした。

次に、第44号議案、令和7年度神河町水道事業会計予算では、水道事業を運営していくために資材の調達を3町で共同発注されているが、現状ではどうなっているのかの問いに対しまして、現在、水道の資材と水質検査は市川町と神河町の2町で共同発注をしている。今年度は共同発注の事務局を、資材関係では神河町、水質検査では市川町、水道メーターの発注は福崎町がそれぞれ担っている。資材の購入を2町で取り組むようになってから物価高騰が続いているので、物価高騰分は抑えられているかなぐらいの効果は出ている。1町で取り組むよりも、2町、3町で取り組むほうがより効果が出ていると思っているという答弁でございました。

次に、第45号議案、令和7年度神河町下水道事業会計予算でございます。合併処理浄化槽を更新されているが、今まで8人槽であったのが、最近は家族も少なくなっているので5人槽とか4人槽へ小規模化されているのかの問いに対しまして、合併処理浄化槽の規模は建物の延べ床面積で決まるので、建物を改築し小さくならない限り、人数が減っても小さな浄化槽にはならないという答弁でございました。

家族が減れば処理能力に影響するのではないかの問いに対しまして、合併浄化槽の排水検査を定期的に行っているので、能力が落ちていたら委託している業者が少し細菌を加えるなどして、常によい状態で合併浄化槽が運転できるように気を遣って点検しているという答弁でございました。

最後に、第46号議案、令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算でございます。当初から赤字予算を組まれているが、予算根拠となる患者数をもう少しアップしたら赤字が解消できると思うが、そういうことは考えられなかったのかの問いに対しまして、3条予算は赤字計上しているが、できるだけ現実に見合った患者数と単価で予算計上している。令和7年度の入院・外来収益については、令和5年度に策定した経営改革プランや経営改善計画で、病院運営で必要だと位置づけた令和4年度の収益を確保できるよう積算し、直近の実態から達成可能な数値と考えている。入院単価もコロナ加算の減算により減額となるが、算定可能な診療報酬の取りこぼしを最小限に抑え、何とか入院収益を確保したいと考えている。外来収益も入院収益と同様の考え方で積算している。診療単価も類似病院と比較すると平均以下であることから、取り漏れがないか十分精査して

収益アップに努力していきたいという答弁でございました。

次に、入院利用者数の設定は令和6年度が78%あったところ令和7年度は80%としているが、人口減や人件費の増、物価高騰の影響によって非常に厳しい目標設定だと思う。職員全員が同じ方向に進むよう意識改革をしっかりとやっていかないといけないが、職員は意識改革をやっていくことを理解しているのかの問いに対しまして、意識改革が一番肝で、経営改善計画を立てる中でも意識改革なくして目標達成はできないと厳しく指摘された。危機感を持って目標を達成するため、医師一人一人に経営改善の取組についての考えや思いをヒアリングしてきた。例えば、救急の受入れについては、断った場合の検証や、こういう場合はお断りするがこれは受け入れるといった連携の在り方について1年間取り組んできた。ただ、残念ながらまだ十分には機能していない。一方で、収益金額でいくと厳しいが、令和4年度の実績ベースに入院患者数が令和4年度の実績を突破できる見込みが立ったのは職員の自信になる。来年度以降、その辺りも含めた意識啓発や、達成できたことを共感しながら次のステップに上がってきたいという答弁でございました。

次に、患者ファーストで断らない医療、また医療接遇の向上とうたわれているが、救急の電話がかかってきたとき、受入れの判断は誰がするのか。医師が判断するのか、電話を受けた職員が判断するのかの問いに対しまして、救急の受入れ判断は、看護師を通じてドクターが判断する。患者の状態によって二次救急の当院では対応できない状況なら、三次救急の兵庫県立はりま姫路総合医療センターや姫路赤十字病院に搬送するのがベストである。夜間はドクターが1人しかいないので、内科系のドクターが当直の場合と外科系のドクターが当直の場合があり、状況を判断してお断りする場合がある。また、日中でも立て込んでいて受け入れられない場合もあるが、なぜ断ったかという分析と、この状態なら必ず受けるというルールを明確にし、断らない医療を実践していきたいという答弁でございました。

次に、会計年度任用職員の勤務時間は7時間30分だと思うが、4月から7時間勤務にしてほしいと通達があったとのことで、勤務時間をカットされるのは非常に残念だという声を聞くのがの問いに対しまして、ほとんどの会計年度任用職員が7時間30分勤務で契約しているが、中には4時間勤務や6時間勤務など、業務を遂行するのに必要な時間で契約している。各部署の業務に支障が出ない範囲の会計年度任用職員の業務量や適切な勤務時間数などを調査した結果、一部の部署を除き、30分の時間短縮をしても、創意工夫や職員間の助け合いで業務に大きな支障が出ないという結果を得たので時間短縮を進めているという答弁でございました。

次に、勤務し始めてからカットされるのは非常に困ると聞いている。給与をカットされるのと同じなので、最初の契約どおりの勤務時間にしてもらいたい。会計年度任用職員の人数をもっと減らして、これまでの勤務時間で働いていただけるような対策もあるのでと思うのがの問いに対しまして、4月1日以降の契約についてはまだ契約していな

い。雇用条件通知書には勤務時間数や給与月額、ボーナスについて記入しており、勤務場所や勤務内容も詳しく記入しなければいけないことになっている。4月以降の契約については、調整した上で全員と雇用契約を結ぶ予定である。会計年度任用職員の人数を減らすということはなかなか難しいところがあり、できるだけ雇用継続を考えている。ただ、今後は人数の削減も考えざるを得ないと考えている。

次に、7時間勤務になると30分マイナスになるということだが、そこに正規職員が入るとのことか。7時間勤務後の30分は空席になるのかの問いに対しまして、そこに正規職員がいたらできるだけカバーするようにお願いをしているが、難しい場合も出てくると思う。基本的には7時間勤務をお願いするが、残務になった場合は時間外勤務手当を支給すると説明をしているという答弁でございました。

次に、繰入基準額と繰出金通達による積算基礎と実繰入金が記載されているが、所々繰入基準額と実繰入金に差があるのはなぜか。病院が積算した額と国の交付金の算定額が全然違うのかとの問いに対しまして、財政サイドから見ると、病院収益をもってしても不採算になる経費を負担すべきか判断することを繰入基準という。繰入基準の一部を普通交付税に算入するのが国のルールである。普通交付税の算入額は2億3,000万円だが、通常、交付税は満額入ってくることはなく8割ぐらいの計算になる。それを割り戻すと、2億9,000万円から3億円ぐらいになるというのが実情である。それぞれ繰入れの実情を踏まえた中で積算していくもので、病院の繰入基準に基づいた費用が算出されていると受け止めているという答弁でございました。

最後に、病院が繰入基準額として出している金額と、実際に町が繰り出している金額の差が約4億円あるが、見解の相違が赤字予算につながっているのではないか。今回の赤字予算額3億9,000万円は、繰入基準額の病院と執行部側の差額ぐらいの金額だと思う。一度お互いの考え方の違いをしっかりとすり合わせて打合せをした上で、適切な予算を組んでほしいという問いに対しまして、病院の会計は交付税の絡みも含めて難しい部分がある。病院も財政係も正しい理解の中で繰出基準を明確にしていくことが大事だと思う。病院が潰れるようなことになれば全てのコストは町が持つことになるので、そういった状況にならないよう、お互いが運営をうまく前へ進める形で考えていかなければならない。赤字予算になるのは、町が繰入基準相当分を入れていないからではない。病院会計が難しい部分、予算と決算に乖離がある部分をどうしていくのかというところがある。

〔6番 吉岡嘉宏君退席〕

○予算特別委員会副委員長（藤原 資広君） また、これだけの規模の病院を維持していくのには1町では少し限界もあると感じている。県も県立病院だけではなく、町のこういった地域医療の確保にも目配せをしていただけたらと思っている。また、病院の考える繰出基準も財政係が考える繰出基準も執行部としては認めた上で提出している。病院もかなり経営改善に取り組んでいるが、物価高騰や人件費のアップで経営努力が消えて

しまうような状態にもなっている。公立神崎総合病院は地域になくなくてはならない病院であることを基本に、町がしっかりと支えるべきところは支えていかなければならない。それを町民に納得いただけるために意識改革に取り組んでいる。医者が患者をいかに受け入れるか、その数にかかっているのが、執行部と病院執行部会議の中でも常に議論をしながら何とか前に進めていきたい。経費節減ばかりを優先するのではなく、一つ突き抜けていく、攻めていく、そして新しいことにチャレンジする気持ちを持つことが意識改革につながると伝えているという答弁でございました。

以上が各議案の主な質疑応答の要旨です。

今回の特別予算委員会で委員長を代行して感じたことを2点述べさせていただきます。

1つは、答弁を聞き特に感じたことは、もう一度PDCAサイクルを機能させるためのすべを研修し直していただきたいということでございます。

2つ目には、戦国武将の武田信玄の名言の中に、「人は城、人は石垣、人は堀、情けは味方、あだは敵なり」と、企業の社訓としてもよく使われていますが、「一生懸命だと知恵が出る、中途半端だと愚痴が出る、いかげんだと言い訳が出る」というのがあります。この2つの名言、一度じっくり考えてみてください。この中にきっと、町民の皆さんが幸せになれる要素が含まれていると思っております。

最後に、委員会として審議中に出された質疑や意見について真摯に受け止めていただき、事務事業の計画的かつ着実な実施と予算の適切な執行に努めていただくようお願いをいたしました。

なお、議案審査の記録は事務局に保管してありますので御覧いただきたいと思っております。以上で予算特別委員会の審査報告を終わります。

〔6番 吉岡嘉宏君復席〕

○議長（澤田 俊一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑を終結します。

委員長お疲れさまでした。

これより議案ごとに討論、採決に入ります。

まず、第34号議案、令和7年度神河町一般会計予算に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

8番、藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。第34号議案の賛成討論をいたします。

過去8年間、予算決算に反対討論を続けてきました。反対討論ありませんかに手を挙げず下を向いておりました。私の隣におる松岡議員が、目線が集中してるでと教えてく

れました。町制20周年です。町の成人の予算です。反対はできません。

さて、令和7年度の予算であります。久しぶりの100億円超えでございます。ごみ処理施設、中播消防署の移転等が重なり、大型投資が要因であります。幼稚園、小学校、中学校への給食費半額補助は、昨年、令和6年度限りであったが、本年度も続けるということであります。小学校、中学校への玄米つきあかり30キロの提供、また、新たに第1子出生時に積み木やベビーベッドの支給など、子育て世代への多くの支援が生まれ、他市町にない思いやりであり、人口減少対策につながると賛同をいたしております。

また、言い続けてきました企業誘致事業においても、少数雇用ではありますが、デジタル人材の育成を取り組んでのサテライトオフィスの誘致であります。将来性もあり、若者への雇用、移住定住、また空き家対策にもつながると期待をいたしております。

次に、本年度以降、重点施策と私は捉えております。それは、神河町みらい創造プロジェクトの中堅・若手職員による課題解決プロジェクトチームの編成であります。町制20周年記念は、町民が相集い、いわゆる記念事業にしなければなりません。また7月にオープンする粟賀小学校跡地の図書コミュニティ公園「桜空」においても、いつまでもいつでも気軽に行ける交通アクセスが求められます。運営管理等課題も多くあります。また、行政改革や活性化へ、今こそ課題解決プロジェクトチームのアイデア、発想が期待できるときです。知恵を出し、汗をかき、魅力ある神河町としてもらいたい。変えなければいけません。1人では何もできません。1人がしなければできません。神河町の未来創造に期待をし、賛成討論といたします。

○議長（澤田 俊一君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに討論ないようです。討論を終結します。

これより第34号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第34号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第35号議案、令和7年度神河町ケアステーション事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第35号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第35号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第36号議案、令和7年度神河町国民健康保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第36号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第36号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第37号議案、令和7年度神河町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第37号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第37号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第38号議案、令和7年度神河町介護保険事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより、第38号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第38号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第39号議案、令和7年度神河町土地開発事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第39号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第39号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第40号議案、令和7年度神河町訪問看護事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第40号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第40号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第41号議案、令和7年度神河町産業廃棄物処理事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第41号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第41号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第42号議案、令和7年度神河町寺前地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第42号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第42号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第43号議案、令和7年度神河町長谷地区振興基金特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第43号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第43号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第44号議案、令和7年度神河町水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第44号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第44号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第45号議案、令和7年度神河町下水道事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第45号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第45号議案は、原案のとおり可決しました。

次に、第46号議案、令和7年度公立神崎総合病院事業会計予算に対する討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第46号議案を採決します。本案に対する委員長報告は、原案可決であります。本案については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第46号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで暫時休憩します。再開を10時35分とします。

午前10時18分休憩

午前10時35分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

○議長（澤田 俊一君） 次の日程に入る前に、承認第1号及び承認第2号について経過

を説明します。

承認第1号及び承認第2号は、2月27日の本会議において、町長から議案の提案説明がありました。本日、質疑を行った後、討論、採決を行います。

それでは日程に戻ります。

日程第4 承認第1号

○議長（澤田 俊一君） 日程第4、承認第1号、第3期神河町人口ビジョン並びに地域創生総合戦略の策定の件を議題とします。承認第1号に対する質疑に入ります。質疑がある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより承認第1号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号

○議長（澤田 俊一君） 日程第5、承認第2号、第4期かみかわ教育創造プラン（神河町教育基本計画）の策定の件を議題とします。承認第2号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより承認第2号を採決します。本案については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開を10時45分とします。

午前10時37分休憩

午前10時45分再開

○議長（澤田 俊一君） 会議を再開します。

○議長（澤田 俊一君） 休憩中に町長より、第47号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第8号）が提出されました。休憩中に議会運営委員会を開催し、本案の審議方法等について協議しましたので、委員長から、その結果について報告を求めます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。それでは、先ほど休憩中に議会運営委員会を開催し、町長から提出されました第47号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第8号）について、審議方法、議事日程について協議を行いましたので、その内容を報告いたします。

議案の審議方法については、提案説明の後、質疑を行い、討論、表決をお願いすることとしています。議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程第5号、日程第6の前に提出のあった1件、第47号議案を追加日程第1として加え、直ちに審議いただくこととしております。その後、議事日程第5号、日程第6、日程第7で、議会が提出しています発委第1号から第3号について、提案説明の後、質疑、討論、表決をお願いすることとしております。

以上のように、議事日程等について決定し、議長にお願いをしております。議員各位及び説明員の方々の御理解、御協力をよろしくお願いいたしまして、以上で報告とさせていただきます。

○議長（澤田 俊一君） 議会運営委員長の報告は終わりました。

追加日程第1 第47号議案

○議長（澤田 俊一君） お諮りします。ただいま、安部重助議会運営委員長から報告のあったとおり、休憩中に町長から提出されました第47号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第8号）を追加日程第1として直ちに日程に追加し、議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、第47号議案は、追加日程第1として直ちに日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、議事日程第5号の追加1の審議に入ります。

追加日程第1、第47号議案、令和6年度神河町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

事務局、議案の朗読をしてください。

〔事務局朗読〕

.....

第 4 7 号議案 令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）

.....

○議長（澤田 俊一君） 上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 4 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）で、補正予算（第 7 号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

内容につきましては、栗賀小学校跡地整備事業に関するもので、第 2 駐車場及び進入路部分、図面を添付しておりますが、この部分についてアスファルト舗装とするもので、美観、そして維持管理上必要と判断したものでございます。

歳入歳出予算について、歳入、19 款繰入金の財政調整基金繰入金 7 6 0 万 3, 0 0 0 円を増額。これによって補正後の残高見込みは 1 6 億 9, 4 9 7 万円となります。

次に、歳出では、2 款総務費、6 目企画費の工事請負費を 7 6 万 3, 0 0 0 円増額計上するものです。また、この工事請負費 7 6 0 万 3, 0 0 0 円について、全額翌年度、令和 7 年度へ繰り越すものとし、あわせて、第 2 表、繰越明許費の追加補正をするものでございます。これによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 6 0 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 9 億 4, 5 5 0 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

失礼いたします。先ほど私が説明をいたしました。歳出では、2 款総務費、6 目企画費の工事請負費を 7 6 0 万 3, 0 0 0 円増額計上するものですが正確です。私の説明では 7 0 6 万と申し上げました。訂正し、おわび申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（澤田 俊一君） 町長、7 6 万とおっしゃってます、先ほど。7 6 万 3, 0 0 0 円とおっしゃった。

暫時休憩します。

午前 1 0 時 5 3 分休憩

.....

午前 1 0 時 5 4 分再開

○議長（澤田 俊一君） 再開します。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。再度、改めまして第 4 7 号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和 6 年度神河町一般会計補正予算（第 8 号）で、補正予算（第 7 号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

内容につきましては、栗賀小学校跡地整備事業に関するもので、第2駐車場及び進入路部分、図面をつけておりますが、これについてアスファルト舗装とするもので、美観、維持管理上必要と判断したものでございます。

歳入歳出予算について、歳入、19款繰入金の財政調整基金繰入金760万3,000円を増額。これにより、補正後の残高見込みは16億9,497万円となります。

次に歳出では、2款総務費、6目企画費の工事請負費を760万3,000円増額計上するものです。また、この工事請負費760万3,000円について、全額翌年度、令和7年度へ繰り越すものとし、あわせて、第2表、繰越明許費の追加補正をするものでございます。これによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ760万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億4,550万5,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑ある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。3点ばかりちょっと教えていただきたいと思います。1点目は、舗装面積が何平米あるのかということです。それから2点目、これ諸経費率、使われている工事の種類を教えていただきたいのと、それと3点目です。入札時期、一応未契約繰越しになってますんで、入札予定時期、いつ頃思われてるのか、その3点をお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。3点の質問を一つ一つお答えをさせていただきます。まず舗装面積になりますけれども、9ページに図面をつけさせていただいております。赤く囲んだ部分になりますけれども、総面積で1,200平方メートルということになります。

それから種類につきましては、土木というふうなところでさせていただく予定をしております。

次に入札の時期というふうなところなんですけれども、本日、議会で御承認、議決をいただいた後というふうなところになります。準備をさせていただいて、4月早々に入札をさせていただきまして、オープンの7月の6日オープン予定なんですけれども、それまでに工事を完了させるというふうな予定をしております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。それで、分かりました。一般土木ということで、通常の入札形態されるということなんですけど、1つ気になることが入札の時期です。これ4月早々と言われましたんやけど、本体工事終わってるのは3月21日の工期でしたよね。だから附帯工事とかいろいろあったんですけども、恐らく皆似たよう

な時期になります。そしたら工事終わって1か月間は、いわゆる隣接工事扱いもできることになるんですよね。また全然この諸経費率も変わってくるんですよ。する時期によって全然違ってくること。それともう1点は、4月に入ると、今度は単価が変わりますよね。今の積算されてるのが1月か12月か単価は知りませんが、今度は4月入ると4月早々に単価が変わると思います。今度は入札するときは直近の単価にするのが一般的ですから、古い単価が使えないと思うんですよね。その辺の兼ね合いがあるんですけど、土木の積算されてる単価、いつ頃の単価使われるか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋です。土木の単価につきましては、一応今現在の最新というふうなところになってまいります。随時変更があるということなんですけれども、大体2月ぐらいの単価で今回設計するに当たりまして、そちらのほうも確認をさせていただきながら、最新の単価も確認させていただきながら設計をさせていただいております。

議員おっしゃるとおり、4月以降、人件費等を含めて、物価上昇によりまして、単価の変更があるかもしれませんけれども、その分にも一応対応ができておるといふふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） 9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。気になっているのは、単価使うことによって、本来は補正じゃなくて新年度予算の補正で対応せんとあかん部分出てくる可能性があります。もう一つは、1か月間、工事完成してから1か月間は元の業者も入れることができるという一つのものがありますんで、その調整取っておかないとおかしなりますんで、その辺りはどう考えておられますか。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋です。議員おっしゃるとおり、大鉄工業さんの工事につきましては、3月の21日をもって完了ということで、一旦神河町のほうに引渡しを受けております。そういった中で、今回この工事をするというふうなところですので、改めて、町内業者さんを含め、工事業者を選定をさせていただいて、入札をするというふうなところでございます。

設計におきましても、これまで大鉄工業さんのほうにもお世話になりながらですね、最終的には設計もつくり上げておるといふふうなところにもなっておりますので、業者の関係につきましては、今までの大鉄工業様、それから今回入札をしようとする町内業者様というふうな形で、区分けはしっかりできておるといふふうに思っております。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ある方。

2番、木村議員。

○議員（2番 木村 秀幸君） 2番、木村です。繰越理由のところに、美観・維持管理上必要のためって書いてあるんですけど、3月4日に町長とスキー場についての懇談会の場で、石橋課長から図書コミュニティ公園に関して説明がありました。最初の計画ではアスファルトの予定だったが、8億円に合わせるために材料を変えて、今の状況で仕上がりが完了していると説明を受けました。

そこで幾つかちょっと質問します。業者から材料を変える説明はあったかと、あと、説明があった場合は記録が残っているかと、あと、なぜ3月4日の懇談会の場での報告だったのか、これ、議事録も録音も残らない場でされるのは、ちょっと自分的には事前審議になるんじゃないかなと思いました。

あと、いつの時点でアスファルトじゃないとお気づきになったのか。お聞かせください。

○議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。大変申し訳ございません。改めてちょっと経過のほうを説明をさせていただきたいというふうに思います。

令和4年度のほうに、今現在、現在といいますか、今回、東畑建築事務所さんのほうで、このコミュニティ施設の基本設計、それから実施設計というふうな形で設計のほうをお願いをさせていただきました。その前に、プレゼンテーションというふうな形で設計のプレゼンを行わせていただいたというふうなところなんですけれども、基本的にはその東畑設計様のデザインの中に、プレゼンテーションの中にはこの駐車場及びこの通路の部分は入ってなかったというところでございます。業者を決定させていただいた以降ですね、やはりこの左側にあります、今、アスファルト舗装しております駐車場約50台になるんですけれども、その50台では、イベント等を開催するときには、やはり駐車場不足というふうなところもあるのではないかなというふうなところと、旧街道のほうの銀の馬車道のほうでのイベント等、それからふだんのお店への流れ、そういった部分においても少し多めの駐車場があるのではないかなというふうなところを判断をさせていただきまして、今回、駐車場を東側ですね、右側のほうの東側になるんですけれども、駐車場約30台程度で、そこまで行くまでの通路というふうなところをデザインの中に追加をさせていただいたという経過がございます。追加をしたときには、先ほども議員おっしゃっていただいたとおり、舗装というふうなところでの設計というふうなところもありましたけれども、最終的には予算枠ですけれども、約8億円というふうな枠に合わせるというふうなところで、今回、碎石というふうな形での舗装というふうなところを最終的に決定をさせていただいたというところでございます。

いつ知ってたかというふうなところについては、もう設計段階、最終的な事業を進める上では、この碎石舗装であるというふうなところを、私はもちろん知っておったというふうなところでございます。

最終、完成間近にもなりまして、再度この現場全体を見渡す中で、やはりこの駐車場、それから通路については、最終的に町のシンボリックな存在というふうなところも含めて、やはり舗装というふうな形で、しっかりとした施設整備というふうなところを行うというようなことで最終的に判断をさせていただいて、今回碎石というふうな舗装じゃなくて、アスファルト舗装に入れ直すと、入れ替えるというふうな判断をさせていただいたというふうな経過でございます。以上でございます。

○議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑がある方。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより第47号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第47号議案は、原案のとおり可決しました。

日程第6 発委第1号及び発委第2号

○議長（澤田 俊一君） これで議事日程第5号の追加1の審議が終わりましたので、議事日程第5の審議に戻ります。

日程第6、発委第1号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件、発委第2号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件の2議案を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。発委第1号、神河町議会会議規則の一部を改正する規則制定の件及び発委第2号、神河町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、関連がございますので、一括して提案の趣旨を御説明申し上げます。

第33次地方制度調査会は、令和4年12月28日に、多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申を発表し、多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や議会運営の合理化を図る観点から、議会に係る手続は一括してオンラインによることを可能とすべきであると提言しました。

これを受けて、議会に係る手続のオンライン化などを内容とする地方自治法の一部改

正をする法律が令和5年4月26日に成立し、令和6年4月1日から施行されました。

これに伴い、発委第1号では、議会に係る手続を申請、処分通知、縦覧・閲覧及び作成・保存に分類し、オンライン化できるよう規定を新設しています。発委第2号では、オンラインで委員会が開催できる規定を新設しています。

そのほか発委第1号、発委第2号、いずれにおいても、現在の社会情勢等を反映させるために、全国町村議会議長会が示す改正案に基づき改正を行うものです。いずれもそれぞれを反映させ、改正文としてお示しをしていますので、御確認をお願いいたします。

以上で発委第1号、発委第2号の提案の趣旨説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提出者の説明が終わりました。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより議案ごとに、討論、採決を行います。

まず、発委第1号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより発委第1号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、発委第1号は、原案のとおり可決しました。

続いて、発委第2号について、討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより発委第2号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、発委第2号は、原案のとおり可決しました。

日程第7 発委第3号

○議長（澤田 俊一君） 日程第7、発委第3号、神河町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会、安部重助委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） 議会運営委員長の安部です。発委第3号、神戸市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例制定の件について提案の趣旨を御説明申し上げます。

第208回国会において成立した刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律は、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設することなどを内容とするもので、政令により令和7年6月1日からの施行とされています。

このことに伴う条例改正は、新旧対照表8ページを御覧ください。

条例改正の内容は、第53条、第54条及び第55条中の懲役を拘禁刑に改正するものとなっています。

次に、第213回国会において成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正され、令和7年4月1日から施行とされています。

条例改正の内容は、番号利用法第2条に新たに第8項が新設されたことに伴い、以下の項番号が順次繰り下げられたことに伴い、条例における番号利用法第2条の条文を引用している箇所の改正を行うものです。

その他の改正につきまして、全国町村議会議長会が示す文面の調整等、所要の整備のための改正を行うものです。

施行期日は、附則で令和7年4月1日と規定しております。ただし、第53条から第55条に係る施行期日は、上位法の施行日に合わせ、令和7年6月1日と定めています。

以上、提案の趣旨説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（澤田 俊一君） 提出者の説明が終わりました。

発委第3号に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（澤田 俊一君） 質疑ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（澤田 俊一君） 討論を終結します。

これより発委第3号を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、発委第3号は原案のとおり可決しました。

日程第 8 議員派遣の件

○議長（澤田 俊一君） 日程第 8、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第 129 条に伴う議員派遣について、お手元に配付のとおり議員派遣する予定となっております。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、別紙のとおり議員派遣することに決定しました。

日程第 9 各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出について

○議長（澤田 俊一君） 日程第 9、各常任委員会、議会運営委員会所管事務調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会の所管事務について、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付されていますとおり、閉会中の継続調査をしたい旨の申出がございます。

お諮りします。各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終わりました。

お諮りします。今期定例会に付議された議案は全て議了しました。これで閉会にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。

これもちまして、第 123 回神河町議会定例会を閉会します。

午前 11 時 16 分閉会

教育長挨拶

○教育長（入江多喜夫君） 教育長の入江でございます。

このように一言申し上げる時間をいただきましてありがとうございます。

7 年 3 か月という、3 期目の途中ということになりますが、この 3 月 31 日をもちまして退任をさせていただくということになりました。この間、本当にここにおられる全ての皆様、それからテレビを御覧の町民の皆様、そして役場全課の職員の皆様に本当に助けていただいてこの 7 年間に全うといたしますか、することができたなというふうに思っております。

私は郡内で教師をしておりましたが、最初が寺前小学校に初任で参りました。それから2校目が中学校、3校目はまた小学校へ行きまして、4校目はまた中学校へ帰るといふ、ジグザグのような勤務になりました。その後、県教育委員会へ入らせていただいたんですが、入らせていただく前の学校が大河内中学校でした。最初と最後は神河町の学校で勤務させていただいたと。県教委の後でまた、もう一回学校へ今度は校長として帰ったんですが、そのときもまた、校長の1校目は小学校でした。そのままいくのかなと思っておりましたら、その後、中学校に行きました。教諭時代も管理職になってからも小・中に行きました。何かおかしな人生やなと思ひながらしておりましたら、この最後にといいますか、教育長というこのような重責を担わせていただきました。これも何か運命的なものを感じると同時に、人生いろんなことがあるんやなと思ひながら務めさせていただきました。

何とかこのように7年間務めることができましたのも、本当に再度になりますが、皆様の御支援と御理解と御協力のおかげだと、本当に深く厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

それから、次の教育長、本当に素晴らしい方ですし、私以上の力を持っておられる方ですので、引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。（拍手）

議長挨拶

○議長（澤田 俊一君） 入江教育長におかれましては、長年、大変お世話になりありがとうございました。退任されましても健康に御留意され、これまでの経験を基に、後進の指導をよろしくお願ひしたいと思います。本当にお疲れさまでした。

それでは、ここで閉会に当たり、私から一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は2月26日に開会され、本日まで27日間の会期でありました。町長から提案されました議案は、諮問1件、人事案件2件、条例制定3件、条例の一部改正17件、規約の一部変更1件、令和6年度各会計補正予算10件、令和7年度各会計当初予算13件、計画の承認2件の計49件、また、議会からは、委員会発委による条例等の一部改正3件でありました。

令和6年度一般会計補正予算（第7号）は総務文教常任委員会に、令和7年度各会計予算は予算特別委員会にそれぞれ付託し、いずれも精力的に審査を行っていただきました。その御労苦に対し、厚く御礼を申し上げます。

各議案とも議員各位の慎重なる審議によりまして、適正、妥当な結論が得られました。議員各位の御精励と御努力に対し、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、一般質問には4名の議員が登壇し、町政の課題を執行部にただし、議員自らの政策提言を行いました。

町長はじめ執行部の皆様には、議案審議、一般質問に当たり、資料の提出、説明など

に真摯なる態度で臨んでいただきましたこと、深く敬意を表します。審議の過程において議員各位から述べられた質疑、意見等につきましては、今後の町政に十分反映され、さらに住みよい神河町の実現に向け、引き続き御尽力賜りますよう、切にお願い申し上げます。

さて、令和7年度一般会計等予算概要説明書において、人口減少により税収等の増加が見込めなくなる一方で、高齢化による社会保障費の増加や、老朽化した公共施設の更新等、限られた財源の中で、より厳しい財政運営が求められる。そこで、常に事業の成果とその検証を行い、P D C Aサイクルを回すとともに、各管理職が所管の事務事業をしっかりとマネジメントすることが極めて大事であると述べられています。その極めて大事な事柄が適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかを批判し、監視することが、この予算を議決した議会の責任であります。

また、令和7年度から神河町の未来創造を目標に、役場の中堅・若手職員で構成される課題解決プロジェクトチームに大いに期待するとともに、実り大きい取組となりますように、特にお願いしておきます。

結びに、三寒四温を繰り返しながら、ようやく草木が芽吹き始め、春の訪れを感じる季節となりました。町制20周年の節目となる新年度がいよいよ始まります。皆様方には体調に御留意され、住民福祉の向上と町政発展のためにますます御尽力賜りますよう御祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） 第123回神河町議会定例会の閉会に当たり、議員各位に対しまして、一言お礼を兼ねまして御挨拶を申し上げます。

2月26日から開会いたしました今定例会は、条例制定、改正ほか、令和6年度各会計の補正予算、令和7年度各会計予算及び各種計画策定、承認など、全ての案件につきまして承認、可決賜り、誠にありがとうございました。今定例会で議員各位より頂戴いたしました御意見、御提言をしっかりと受け止め、より一層の適正な行政運営、予算執行を基本に、さらなる地域創生事業の強化推進につなげていく所存でございます。

さて、新年度がスタートいたします。改めて神河町のまちづくりのコンセプトである交流から関係、そして定住政策のさらなる強化、将来にわたり元気な神河町であり続けるため、今まで以上の人口減少対策事業推進にスピード感を持って取り組んでいかなければなりません。とりわけ、令和7年度、2025年が神河町誕生20周年の節目の年、また、阪神・淡路大震災から30年、さきの大戦から80年など、多くの歴史的事象の節目の年でもあります。多くの事象とつながる神河町誕生20周年であることを深く心に刻み、そのためにも2050神河将来ビジョン、神河町長期総合計画後期基本計画の下、国の進める地方創生2.0と連動させ、令和6年度策定しました第3期神河町地域創生総合戦略の実現に向けて、令和7年度、若い職員を中心に設置いたします神河町みら

い創造プロジェクトを機能させるとともに、職員全力で取り組んでまいります。

まずは1点目として、町制20周年式典を中心に、神河町図書コミュニティ公園「桜空」のオープンによる老若男女が集い、健康と文化・芸術の学びを育む拠点、歴史と文化が調和する町の、そしてこのエリアのランドマークとなる施設を目指します。

2点目として、すくすく子育て家庭支援センターの設置など、切れ目のない子育て支援、3点目として、地域活性化起業人推進事業を活用して、サテライトオフィス創設による新たな企業誘致や、民間業者と連携した地域課題取組強化、4点目として、寺前幼稚園長寿命化改良工事とGIGAスクール事業など、教育環境の充実、5点目として、自治体DXの推進、6点目として、安全・安心なまちづくりとしての中播消防署北部出張所の建設、7点目として、山・川・田園の再生、8点目として、デマンドバスなど公共交通の事業化とJR播但線の利用促進、9点目として、引き続き河川環境整備の推進、最後に、病院健全運営等に集中することといたします。

議員各位には引き続きの町政に対する御支援、御教示賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、23日、8シーズン目を終了しました峰山高原リゾートホワイトピークは、兵庫県全体が寒い冬の御褒美をいただいて、十分な積雪と峰山高原の利点を生かした46台の人工降雪機による安定したコース管理により、過去最高でありましたおとしの6万3,700人を上回る6万9,147人の来場者を迎えることができました。また、関西圏のスキー場21か所中6番目の入場者となりました。標高930メートルから1,070メートルの立地条件により、暖冬の中でも、スキー、スノーボード、そして雪遊びを楽しめる環境をつくり出すことができたことは、引き続き安定した施設運営につながるものと期待しています。

ホワイトピークは春からはグリーンピークに衣替えをして、高原を楽しめるアクティビティと、キャンプなどでにぎわいを見せてくれることでしょう。また、これから4月に入りますと桜華園のさくらまつり、そして新田ふるさと村、越知谷アグリキャンプ、グリーンエコー笠形、ヨーデルの森もトップシーズンに向かってにぎわってまいります。

町民の皆様はじめ、多くの方々の入場を創出するためにも、観光協会との連携を強め、情報発信に努めてまいります。

4月に入りましてもまだまだ寒暖の差が厳しくございます。くれぐれも健康に御留意いただき、御活躍されますことをお祈り申し上げまして、定例会閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

午前11時31分
